

平成 15 年 4 月 17 日  
金 融 庁

## 平成 13 年度政策評価結果の政策への反映状況

我が国の行政においては、政策評価を実施するとともに、その評価結果を政策に適切に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加えることにより、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を実現することが求められています。これを踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」においては、政策評価の結果の政策への反映状況について公表することとしています。

金融庁においては、平成 13 年度実績評価書（評価対象期間：13 年 7 月～14 年 6 月）を 14 年 12 月に公表したところですが、今般、政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめましたので、別紙のとおり公表いたします。

なお、取りまとめに当たっては、評価結果を踏まえてどのように政策の改善・見直し等を行うこととしたのか、その方針を説明するとともに、当該方針に沿って実施した具体的な措置内容を例示しています。

政 策 1-1
---------

## 1. 政策名

金融機関の不良債権処理の推進等

## 2. 評価結果の概要

- 日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るためには、まず、主要行の不良債権問題を解決する必要があります。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 主要行の不良債権問題を解決し、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指し、主要行の資産査定厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化などの点について行政を強化することとしました。

### (2) 措置状況

- 「金融再生プログラム」の諸措置の実施
  - ・ 平成 14 年 10 月 30 日に取りまとめた「金融再生プログラム」について、14 年 11 月 29 日に公表した作業工程表に基づき、着実に推進しています。その具体的な実施状況は別添のとおりです。

## 4. 担当部局

総務企画局信用課信用機構室、検査局総務課、監督局総務課、総務課協同組織金融室、総務課金融危機対応室、銀行第 1 課、銀行第 2 課

## 「金融再生プログラム」の実施状況

平成15年4月10日現在

項 目	実施状況
<b>1. 新しい金融システムの枠組み</b> (1) 安心できる金融システムの構築 (ア) 国民のための金融行政	
(イ) 決済機能の安定確保	「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」を公布(12月18日)。
(ウ) モニタリング体制の整備	「金融問題タスクフォース」を設置(12月27日)。これまでに5回開催。
(2) 中小企業貸出に対する十分な配慮  (ア) 中小企業貸出に関する担い手の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行免許認可の迅速化について直ちに対応。</li> <li>・ 中小企業貸出信託会社について検討中。あわせて信託業について、金融審議会の「信託に関するワーキンググループ」において検討中。</li> </ul>
(イ) 中小企業再生をサポートする仕組みの整備	RCCにおいて、中小企業再生型信託スキームを創設(11月22日)。
(ウ) 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出	平成14年度健全化計画から適用。
(エ) 中小企業の実態を反映した検査の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等で得た情報を活用し、中小企業の経営実態に応じた検査を実施。</li> <li>・ 検査マニュアル別冊(中小企業融資編)に関する説明会等の集中的実施。</li> </ul>
(オ) 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備 ①「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設	金融庁(10月25日)・財務局等(11月1日)に開設。PR用チラシを地方自治体、商工会・商工会議所等に配付。
②「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホットラインで得た情報を整理・分析し、検査・監督で活用。</li> <li>・ 重大な問題があると判断される場合には、その金融機関に対して報告を徴求するほか、必要があれば検査を実施し、適切な行政処分。</li> </ul>
(3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結 (ア) 政府と日銀が一体となった支援体制の整備 ①日銀特融による流動性対策	必要な場合には、直ちに対応。
②預金保険法に基づく公的資金の投入	必要な場合には、直ちに対応。
③検査官の常駐的派遣	「『特別支援金融機関』に対する経営監視について」を公表(4月4日)。

項目	実施状況
(イ) 「特別支援金融機関」における経営改革 ①経営者責任の明確化	厳しく対応する方針。
②適切な管理方法(「新勘定」、「再生勘定」)	「管理会計上の勘定分離の仕組みの整理について」を公表(4月4日)。
③事業計画のモニタリング	「金融問題タスクフォース」を設置(12月27日)。
(ウ) 新しい公的資金制度の創設	金融審議会に「公的資金制度に関するワーキンググループ」を設置(12月19日)。これまでに4回開催。
<b>2. 新しい企業再生の枠組み</b>	
(1) 「特別支援」を介した企業再生  (ア) 貸出債権のオフバランス化推進	的確に対応。財政的措置については、RCCによる53条買取に係る収支状況を見極めながら検討。
(イ) 時価の参考情報としての自己査定を活用	預保・RCCにおいて、「金融再生法第53条買取りに際しての時価についての考え方」を公表(12月20日)。
(ウ) DIPファイナンスへの保証制度	「中小企業信用保険法の一部を改正する法律」を施行(12月16日)。
(2) RCCの一層の活用と企業再生  (ア) 企業再生機能の強化	RCCにおいて、「RCCの企業再生機能の強化について」を公表(11月22日)。
(イ) 企業再生ファンド等との連携強化	預保・RCCにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(12月20日)。
(ウ) 貸出債権取引市場の創設	全国銀行協会において、「貸出債権市場協議会報告書」を公表(3月28日)。
(エ) 証券化機能の拡充	預保・RCCにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(12月20日)。
(3) 企業再生のための環境整備  (ア) 企業再生に資する支援環境の整備  (イ) 過剰供給問題等への対応  (ウ) 早期事業再生ガイドラインの策定  (エ) 株式の価格変動リスクへの対処  (オ) 一層の金融緩和の期待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業再生・雇用対策戦略本部で関係府省に要請(11月12日)。</li> <li>・ 経済産業省において、「早期事業再生ガイドライン」を公表(2月26日)。</li> <li>・ 「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律」を施行(4月9日)。</li> </ul> <p style="text-align: center;">——</p> <p style="text-align: center;">——</p>
(4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業再生・雇用対策戦略本部において、「企業・産業再生に関する基本指針」を決定(12月19日)。</li> <li>・ 「株式会社産業再生機構法」を公布(4月9日)。</li> </ul>

項 目	実施状況
<b>3. 新しい金融行政の枠組み</b> (1) 資産査定 of 厳格化 (ア) 資産査定に関する基準の見直し ①引当に関する D C F 的手法の採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法 (D C F 法) が採用されている場合の監査上の留意事項」を公表 (2 月 25 日)。</li> <li>・ 検査マニュアルを改訂・公表 (2 月 25 日)。</li> </ul>
②引当金算定における期間の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」を公表 (2 月 25 日)。</li> <li>・ 検査マニュアルを改訂・公表 (2 月 25 日)。</li> </ul>
③大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一	平成 15 年 1 月よりスタートする検査から適用。
④デット・エクィティ・スワップの時価評価	取引の時期を問わず、時価評価を適用することを主要行 (11 月 11 日)、日本公認会計士協会 (11 月 12 日) に要請。
⑤再建計画の厳格な検証	「再建計画検証チーム」を設置 (12 月 24 日) し、平成 15 年 1 月以降の検査において検証。
⑥担保評価の厳正な検証	主要行に法定鑑定評価の運用の強化と法定鑑定の明確化および自行評価 (子会社評価を含む) の運用の強化を要請 (3 月 14 日)。
(イ) 特別検査の再実施	主要行に関し、平成 15 年 3 月期決算に向けて実施。
(ウ) 自己査定と金融庁検査の格差公表	主要行の自己査定と検査結果の格差を公表 (11 月 8 日)。
(エ) 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化	事務ガイドラインの改正を公表 (12 月 10 日)。
(オ) 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言	金融審議会の報告 (12 月 16 日) を踏まえ、一般上場企業等を対象として内閣府令を改正、主要行に平成 15 年 3 月期決算からの実施を要請 (3 月 31 日)。
(2) 自己資本の充実 (ア) 自己資本を強化するための税制改正 ①引当金に関する新たな無税償却制度の導入 ②繰戻還付金制度の凍結措置解除 ③欠損金の繰越控除期間の延長検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係府省に要望 (11 月 7 日)。</li> <li>・ 平成 15 年度与党税制改正大綱において、「繰延税金資産の取扱いをはじめ、金融行政、企業会計制度を含む全体としての対応策とあわせ、税制上の措置についても検討を続ける」とされた (12 月 13 日)。</li> </ul>

項 目	実施状況
(イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厳正な評価について主要行に要請(11月11日)。</li> <li>・ 金融審議会の「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」において検討中。これまでに3回開催。</li> </ul>
(ウ) 繰延税金資産の合理性の確認	日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表(2月25日)。
(エ) 債務者に対する第三者割当増資部分の検討	事務ガイドラインの改正を公表(2月21日)。
(オ) 銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理	金融審議会の「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」において検討中。これまでに3回開催。
(カ) 自己資本比率に関する外部監査の導入	主要行等に対して、平成15年3月期末より、自己資本比率の算定に関し、外部監査を受けることを要請(4月4日)。
(3) ガバナンスの強化	
(ア) 外部監査人の機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本公認会計士協会に要請(11月12日)。</li> <li>・ 日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表(2月25日)。</li> </ul>
(イ) 優先株の普通株への転換	「公的資本増強行(主要行)に対するガバナンスの強化について」を公表(4月4日)。
(ウ) 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出	
(エ) 早期是正措置の厳格化	事務ガイドラインの改正を公表(12月10日)。
(オ) 「早期警戒制度」の活用	事務ガイドラインの改正を公表(12月10日)。
<b>4. 今後の対応</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融審議会において、報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を公表(3月27日)。</li> <li>・ 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表(3月28日)。</li> </ul>

## 1. 政策名

銀行等の株式保有制限に関する制度整備等

## 2. 評価結果の概要

- 当該政策の主たる施策であり、平成 13 事務年度当初の目標である銀行等の株式保有の制限等に関する制度整備及び株式買取スキームの創設は達成されましたが、15 年度予算においても、銀行等保有株式取得機構の株式買取に係る資金の借入れ等について政府保証枠設定を行うとともに、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律」の成立に伴い、政省令改正等の作業を行う必要があります。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 銀行等保有株式取得機構が引き続き円滑に株式買取業務を行えるようにするため予算面での手当てを行うとともに、議員提案により成立した「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律」を適切かつ迅速に施行することができるよう所要の政省令の整備等を行うこととしました。

### (2) 措置状況

- 政府保証枠の設定
  - ・ 今後も、銀行等が株式保有制限の達成に向け相当程度の株式処分を行うことが見込まれることから、15 年度予算においても、機構の株式買取に係る資金の借入れ等について政府保証枠 2 兆円の設定を盛り込みました。
- 政省令の整備
  - ・ 14 年 12 月に、事業法人の保有する銀行株を買い取り対象に加えることを内容とする「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことから、その速やかな施行のため、政省令の整備を行い、1 月 22 日に公布しました。

## 4. 担当部局

総務企画局信用課

## 政策 1-3

### 1. 政策名

金融機関の健全性確保に向けた適切な対応

### 2. 評価結果の概要

- 現在の厳しい経済環境に加え、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了もあり、金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、行政面における取組みの一層の充実に努める必要があります。

### 3. 評価結果の政策への反映状況

#### (1) 反映方針

- 早期是正措置を厳格化するとともに、本措置の対象とはならない金融機関についても、行政面の予防的・総合的な措置を講ずることにより、早め早めの経営改善を促すこととしました。

#### (2) 措置状況

- 早期是正措置の厳格化
  - ・ 平成 14 年 12 月 10 日に事務ガイドラインを改正し、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を 3 年から 1 年へ短縮するなどの厳格化を行い、同日より実施しました。
- 早期警戒制度の活用
  - ・ 同日の事務ガイドラインの改正において、収益性改善措置、安定性改善措置、資金繰り改善措置及びこれらに関する業務改善命令の発出等を内容とする早期警戒制度の規定を整備しました。

### 4. 担当部局

監督局総務課、総務課協同組織金融室、銀行第 1 課、銀行第 2 課、保険課、証券課

## 政策 1-4

### 1. 政策名

金融再生法と預金保険法の適切な運用

### 2. 評価結果の概要

- 金融機関の破綻処理等に関しては、これまでも迅速・円滑な事業譲渡等を行っていますが、平成 14 年 4 月 1 日以降、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置が終了したことから、破綻処理の一層の迅速化が必要です。

### 3. 評価結果の政策への反映状況

#### (1) 反映方針

- 金融機関の迅速な破綻処理に必要なデータの正確性の確保や関係機関との連携に努めることとしました。

#### (2) 措置状況

- 名寄せに必要な預金者データの正確性確保
  - ・ 名寄せに必要な預金者データの正確性について、預金保険機構と連携しつつ行った金融機関の検査において、名寄せの際に支障を生ずるおそれがあると指摘された点について、是正策の報告を求めました。また、預金保険機構が、14 年 12 月、15 年 3 月に「名寄せデータの正確性に関するチェックポイント」を当庁と協議のうえ作成し、金融機関に対し送付して自主点検を求めました。
- 関係機関との連携
  - ・ 預金保険機構及び整理回収機構との間で、名寄せに必要な預金者データの正確性確保のための方策や金融機関の破綻時における初動対応について協議を行っています。
  - ・ 裁判所の関係部署に対し、預金等全額保護の特例措置終了後の金融機関の破綻処理について説明を行い、連絡体制を確認しました。

### 4. 担当部局

監督局総務課金融危機対応室

## 政策 1-5

### 1. 政策名

ペイオフ解禁への適切な対応

### 2. 評価結果の概要

- 「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことにより、預金保険制度が変更されることから、同制度に係る誤解や不知による混乱を来たさないようにすることが必要です。

### 3. 評価結果の政策への反映状況

#### (1) 反映方針

- 預金保険制度が変更されることから、同制度に係る誤解や不知による混乱を来たさないよう、同制度の周知徹底を図るため、パンフレットの作成等、広報活動を、引き続き実施することとしました。

#### (2) 措置状況

- 制度の周知徹底のための広報活動
  - ・ ホームページの更新（預金保険法改正直後）、ポスター、リーフレットの作成及び財務局等を通じた地方公共団体への配布（14年12月、15年1月）、パンフレットの作成（15年2月）を行いました。また、内閣府政府広報室に対して政府広報の実施を要請し、12月以降、新聞記事下などで5回の広報を実施したほか、各財務局等において開催された金融機関を対象とした説明会（15年2月、3月）に参加し説明を行いました。
  - ・ パンフレット増刷等のための経費について、15年度予算要求を行い、予算措置（5百万円）されました。

### 4. 担当部局

総務企画局信用課信用機構室、政策課広報室

## 1. 政策名

専門性の高い深度ある検査の実施

## 2. 評価結果の概要

- 金融システムの安定、預金者・投資家の保護及び金融の円滑を図るため、今後とも金融検査の実施に当たっては、金融を取り巻く時々の情勢を踏まえつつ、適切に対処していく必要があります。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 引き続き厳正で実効性のある検査を実施するため、「平成 14 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」に掲げた基本方針のうち、特に、主要銀行グループに対するより実効性・効率性の高い検査の実施、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の適切な運用の確保、及び郵政公社・政策金融機関に対する検査の実施に向けた検査体制整備に重点的に取り組むこととしました。

### (1) 措置状況

- 主要銀行グループに対するより実効性・効率性の高い検査の実施
  - ・ 14 年 8 月より主要銀行グループに対する通年・専担検査を実施しています。
  - ・ 上記方針及び 14 年 10 月 30 日に取りまとめられた「金融再生プログラム」（政策 1-1 参照）を踏まえ、資産査定の厳格化を図る観点から、以下の諸施策を講じました。
    - (7) 14 年 11 月、金融機関の自己査定と当局検査との格差是正のため、これまで実施した当庁検査を基に、主要行の自己査定と検査結果の格差について集計ベースで公表を行いました。
    - (イ) 14 年 12 月、債務者区分の前提となる再建計画の妥当性等を重点的に検証するため、企業再建に精通した外部専門家を含む「再建計画検証チーム」を組成しました。
    - (ウ) 15 年 1 月、主要行について正常先でない大口債務者の債務者区分に関して、適正な資産査定を実施している先にレベルを揃えるための仕組みを導入しました。
    - (エ) 15 年 3 月期について、リアルタイムの債務者区分の厳格な検証を継続する形で、主要行に対して特別検査の実質的な再実施を行いました。
- 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の適切な運用の確保  
政策 4-3 の 3. (2) 参照

- 専門性の高い深度ある検査の実施に向けた検査体制整備
  - ・ 郵政公社・政策金融機関に対する検査の実施に向けた対応を含め、15年度において、検査官等所要の要員の要求を行い、措置（59名）されました。

#### 4. 担当部局

検査局総務課

## 1. 政策名

保険をめぐる諸問題への適切な対応

## 2. 評価結果の概要

- 生命保険会社にあつては、超低金利の長期化や株価の低迷等により、損害保険会社にあつては、株価の低迷や米国テロに伴う巨額の保険金支払い等により、現下の保険会社を取り巻く状況は引き続き厳しいものとなっており、こうした状況を踏まえると、更なる取組みが必要となっています。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 保険会社の経営状況を引き続き注視しつつ、保険会社の経営の安定や保険業に対する信頼性の確保といった観点から、セーフティネットの見直し等の制度整備を適時・適切に進めていくこととしました。

### (2) 措置状況

- セーフティネットの見直し等制度整備
  - ・ 政府補助の特例措置の延長等、生命保険のセーフティネットの整備を行うとともに、保険相互会社への委員会等設置会社制度の導入や保険会社の業務範囲の見直し等を行うことを内容とする保険業法改正案を平成 15 年 3 月に国会に提出しました。

## 4. 担当部局

総務企画局信用課保険企画室、監督局保険課

## 1. 政策名

市場ルール・インフラの整備

## 2. 評価結果の概要

- 証券市場の構造改革については、平成 13 年 8 月に公表した「証券市場の構造改革プログラム」に盛り込まれた項目については着実に実施してきたところですが、実体経済の停滞があるとはいえ、証券市場は依然活力に乏しく、市場機能を中核とした我が国金融システムの将来を担うに十分なものとなっていない状況です。このような状況を踏まえ、引き続き、証券市場の構造改革を一層推進していくことが必要です。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 個人投資家の証券市場への積極的な参加を促すため、①誰もが投資しやすい市場の整備、②投資家が安心して投資できる市場の確立、③効率的で競争力のある市場の構築、を基本的な柱とする「証券市場の改革促進プログラム」に盛り込まれた施策を着実に実施していくことなどにより、証券市場における市場ルール・インフラ整備を進め、証券市場の構造改革を一層推進していくこととしました。

### (2) 措置状況

- 「証券市場の改革促進プログラム」の着実な実施
  - ・ プログラムに盛り込まれた具体的な施策については、実施可能なものからスピード感をもって実施するなど、証券市場の構造改革に積極的に取り組んできたところであり、主な実施状況は以下のとおりです。
    - (ア) 誰もが投資しやすい市場の整備を図る観点から、銀行と証券会社の共同店舗を解禁するとともに、銀行において有価証券売買の書面取次ぎ業務が円滑に行われるよう、業務運営上の留意事項を明確化したほか、信用取引について公正な取引を確保するための価格ルールを導入する等の措置を速やかに行ったところ。
    - (イ) 証券仲介業制度の創設、証券会社等の主要株主ルール、取引所の持株会社制度の導入など法律改正を要する事項等については、14 年 9 月から金融審議会第一部会において議論していただき、12 月に金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」をとりまとめたところです。この報告を受け、「証券取引法等の一部を改正する法律案」を第 156 回通常国会に提出しました(15 年 3 月)。
- 15 年度税制改正
  - ・ 15 年度税制改正においては、証券市場への幅広い国民の積極的な参加を促すため、簡素でわかりやすい、将来にわたり安定的で、投資を優遇する証券税制を税当局に要望しました。その結果、上場株式の譲渡益・配当、公募株式投資信託の分配金に

ついて、源泉徴収のみで課税が完了する仕組み（申告不要）を導入し、5年間は税率を一律10%とする税制が実現することとなりました。

○ 株式市場の適正な運営の確保

- ・ 最近のイラク情勢などの国際情勢の緊迫化等により、株式市場が不安定となっている状況を踏まえ、投資家の市場に対する不安感を払拭し、市場の適正な運営の確保を図る観点から、厳格な市場の監視、適正な価格形成の確保、自己株取得規制の緩和など6項目を内容とする「株式市場の適正な運営の確保について」を3月13日に発表し、所要の措置を講じることとしました。

**4. 担当部局**

総務企画局市場課、監督局証券課

## 1. 政策名

証券市場等における取引の公正の確保

## 2. 評価結果の概要

- 金融技術の発展や市場の国際化など証券市場を取巻く環境が大きく変化する中で、信頼できる市場への要請がますます高まっているところであり、監視委員会としては、さらに情報収集能力、分析能力の向上を図り、市場における様々な動きに迅速かつ的確に対応し、効果的な犯則事件の調査、証券会社等に対する検査及び日常的な市場監視を実施していく必要があります。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 金融技術の発展や市場の国際化に加え、構造改革を通じた証券市場を取巻く環境の変化に的確に対応するために、市場監視体制の充実・強化を更に図るなど取組みの充実や改善等を行うこととしました。

### (2) 措置状況

- 市場監視体制の充実・強化
  - ・ 犯則事件の調査体制の強化、証券会社に対する検査体制の強化及び日常的な市場監視体制の強化等のため、新たに平成 15 年度定員要求を行い、措置（37 名）されました。
  - ・ 証券会社等に対する検査体制、証券市場の監視体制等の充実・強化を図るため、証券総合システム整備費として引き続き 15 年度予算要求を行い、予算措置（213 百万円）されました。
  - ・ インターネットを通じた風説の流布等の監視を強化するため、14 年 11 月に監視委員会事務局内に特別チームを編成しました。また、この一環として、当委員会のホームページのトップページに風説の流布関連の情報収集用に専用バナーを新たに設け、幅広く一般からの情報提供を求めることとしました。
  - ・ 最近のイラク情勢等の国際情勢の緊迫化等により、株式市場が不安定となっている状況も踏まえ、証券取引所等と密接に連絡を取りつつ、証券取引法に違反する行為に対して、厳正に対処するため、監視委員会と東京証券取引所の市場監視担当者による市場監視連絡協議会を 15 年 3 月に設置しました。また、同じく日本証券業協会との間に同協議会を同月に設置しました。

## 4. 担当部局

証券取引等監視委員会事務局

（総務検査課証券取引検査官室、市場分析審査室、特別調査課）

## 1. 政策名

投資知識の普及・情報の提供

## 2. 評価結果の概要

- 金融・証券に関する知識の普及・啓発活動は、平成14年6月の閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」で示された「貯蓄優遇から投資優遇へのあり方の転換を踏まえた直接金融へのシフトに向けて、証券市場の構造改革を一層推進していく」等の観点から、継続して行うことが重要であり、引き続き積極的に取り組んでいく必要があります。
- 学校教育での金融・証券に関する教育を行い易くするための教員への支援等を含む、国民に対する金融・証券に関する知識の普及・啓発活動のより一層の充実が必要です。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 国民に対する金融・証券に関する知識の普及・啓発活動をより一層充実させるため、金融庁ホームページ（「金融・証券情報コーナー」）の一層の拡充を行うとともに、教材の開発等を通じた教員の支援等を通じて、学校における金融教育の推進に向けた一層の取組みを行うこととしました。

### (2) 措置状況

- 金融庁ホームページ（「金融・証券情報コーナー」）の拡充
  - ・ 14年11月に金融庁ホームページ（「金融・証券情報コーナー」）において、金融・証券関係団体等が一般消費者向けに行っている金融・証券知識の普及活動を一覧的に紹介するサイトを新設しました。
- 学校における金融教育の推進
  - ・ 14年11月には、金融庁長官名により文部科学省に対して「学校における金融教育の一層の推進について」書面により要請を行いました。
  - ・ 学校における金融教育の推進に向けた取組みとして、中学、高校向け金融、証券、保険に関する副教材の開発のため、新たに15年度予算要求を行い、予算措置（5百万円）されました。今後は具体的な副教材の開発を進めていく予定です。

## 4. 担当部局

総務企画局政策課

## 1. 政策名

証券決済システムの改革

## 2. 評価結果の概要

- 「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」（以下「証券決済システム改革法」）を施行するために、関係政省令の整備を行う必要があり、また、証券市場の国際競争力の維持・向上のために、その制度的基盤である統一的証券決済法制の完成に向けて、株式及び国際間の証券決済に係る制度整備等、証券決済システムの改善を引き続き進めることが必要です。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 証券決済システム改革法を円滑に実施するため関係政省令の整備等を行うとともに、統一的証券決済法制の完成に向けて株式の振替制度についての検討を行う等、引き続き証券決済システムの改善に取り組むこととしました。

### (2) 措置状況

#### ○ 関係政省令の整備等

- ・ 「社債等の振替に関する法律施行令」、「一般振替機関の監督に関する命令」、「加入者保護信託に関する命令」、「証券取引清算機関等に関する内閣府令」等の関係政省令を策定し、以下の事項について整備を行いました。（平成14年12月公布、15年1月施行。）

(ア) 振替制度による権利移転の手続等、振替制度等に係る所要の整備

(イ) 加入者への支払手続等、加入者保護信託制度に係る所要の整備

(ウ) 清算機関が対象とする取引範囲の明確化等、清算機関制度に係る所要の整備等

- ・ 清算機関が受け取る公社債利子の源泉徴収不適用、加入者保護信託へ支払う負担金の損金算入等の加入者保護信託制度の円滑な実施に必要な税制整備を内容とする税制改正要望を行い、措置されることとなりました。

#### ○ 株式の振替制度についての検討

- ・ 株券不発行制度の導入に関する法制審議会の議論（15年3月に中間報告）を踏まえ、現在の株券保管振替制度に代わる株式の振替制度に関する検討を開始しました。

## 4. 担当部局

総務企画局市場課

## 1. 政策名

証券取引法に基づく企業内容等のディスクロージャーの充実

## 2. 評価結果の概要

- 企業内容等の開示書類の電子化という証券市場のインフラ整備を行い、企業情報の迅速かつ簡易で安全な提供を行うことにより、企業情報へのアクセスの増加・投資機会の飛躍的向上、投資拡大による発行体企業の資金調達の効率化向上が見込まれ、ひいては日本経済の活性化にも繋がるものと期待されることから、今後も企業内容等の開示書類の電子化を積極的に推進する必要があります。
- 平成15年6月までには大量保有報告書等の電子化が予定されているほか、16年6月からの開示書類等の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、証券取引法関係法令等の整備を随時行っていくとともに、システム面においても、法令改正に伴う対応や利便性の向上等更なる基盤整備を推進する必要があります。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 企業内容等の開示書類の電子化を積極的に推進するため、引き続き証券取引法関係法令等の整備を行うとともに、システム面においても、法令改正に伴う対応や利便性の向上等更なる基盤整備に積極的に取り組むこととしました。

### (2) 措置状況

- 証券取引法関係法令等の整備
  - ・ 15年6月までには大量保有報告書等の電子化が予定されていることから、今後、「証券取引法施行令」や「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の関係法令等の改正を行う予定です。
- システム整備関係
  - ・ 証券取引法関係法令等の改正に伴うプログラム変更等のシステム整備を行ったほか、16年6月からの開示書類等の電子化の原則義務化をも踏まえ、更なるシステム整備・機能拡張のため、引き続き15年度予算の要求を行い、予算措置（312百万円）されました。

## 4. 担当部局

総務企画局市場課企業開示参事官室

## 政策 2-3

### 1. 政策名

会計基準の整備・改善

### 2. 評価結果の概要

- 我が国に相応しい会計制度はどうあるべきであるかを踏まえ、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対応した会計基準及び監査基準が整備される必要があります。

### 3. 評価結果の政策への反映状況

#### (1) 反映方針

- 企業会計審議会において、引き続き企業結合会計及び中間監査基準の整備を図るとともに、(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会を通じた国際会計基準への対応を引き続き図ることとしました。

#### (2) 措置状況

- 企業会計審議会における審議
  - ・ 平成14年1月に「監査基準の改訂に関する意見書」が公表されたのに伴って中間監査基準も改訂が必要となったことから、第二部会において検討が行われ、「中間監査基準の改訂に関する意見書」が公表されました。
- 国際会計基準への対応
  - ・ 経済取引・企業活動の国際化の急速な変化に対応した会計基準の整備に資するため、国際会計基準審議会に参加して日本の意見を発信するとともに、国際会計基準の動向の把握、調査分析等を行う事務を(財)財務会計基準機構へ委託するための15年度予算要求を行い、予算措置(140百万円)されました。

### 4. 担当部局

総務企画局市場課企業開示参事官室

## 政策 2-4

### 1. 政策名

公認会計士監査制度の整備・改善

### 2. 評価結果の概要

- 監査制度ワーキンググループ及び試験制度ワーキンググループにおいて、求められる公認会計士監査制度のあり方についてのコンセンサスを得ることが必要であるとの前提のもとに、引き続き幅広い観点から審議することが必要です。

### 3. 評価結果の政策への反映状況

#### (1) 反映方針

- 監査法人の監督強化、公認会計士制度のあり方の見直しについて、引き続き早急に結論を出すべく審議・検討を行い、公認会計士制度の充実・強化を図る諸施策を講じていくこととしました。

#### (2) 措置状況

- 公認会計士制度の充実・強化
  - ・ 公認会計士及び監査法人の独立性の強化、公認会計士及び監査法人に対する監視監督機能の強化及び公認会計士試験制度の見直し等について審議・検討が行われた結果、平成14年12月に、金融審議会公認会計士制度部会報告として「公認会計士監査制度の充実・強化」を公表しました。
  - ・ 上記報告を踏まえ、具体化の作業を行い、15年3月に「公認会計士法の一部を改正する法律案」として第156回通常国会に提出しました。
  - ・ 公認会計士法上の監督・処分体制の強化等を図るため、及び公認会計士試験制度の見直しに対応するために、新たに15年度機構定員要求を行い、公認会計士監理官の新設及び定員（2名）が措置されました。
  - ・ 公認会計士試験受験者の増加が見込まれるため、新たに15年度において公認会計士試験事務合理化経費を予算要求し、予算措置（5百万円）されました。

### 4. 担当部局

総務企画局市場課企業開示参事官室

## 1. 政策名

金融分野における個人情報の保護

## 2. 評価結果の概要

- 金融分野における個人情報の保護に関しては、今後、業態を問わず、個人と金融仲介機関との関わりにおいて、個人情報の取扱いが重要な論点になるものと考えられます。従って、「個人情報の保護に関する法律案」（以下「基本法案」）の審議状況を勘案しつつ、金融分野における個人情報の取扱いについて、引き続き検討していくことが必要です。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 金融分野における個人情報の保護について、今後も引き続き基本法案の審議状況を勘案しながら検討を進めることとしました。

### (2) 措置状況

- 金融分野における個人情報の保護についての検討
  - ・ 今後も、国会における基本法案の審議状況を勘案しながら、金融審議会において議論を行うなど、検討を進めていく予定です。
  - ・ 金融分野における個人情報の保護について検討を行うため、新たに平成 15 年度定員要求を行い、措置（2 名）されました。

## 4. 担当部局

総務企画局企画課

## 1. 政策名

預金者、保険契約者、投資者等の保護

## 2. 評価結果の概要

- 金融取引が高度化・複雑化し、また、市場の変動が激しい中で、金融機関等による法令違反等は、今後様々な形で行われるおそれもあるので、立入検査等を的確に実施し実態把握に努めた上で、厳正な行政処分を行う必要があります。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 引き続き、立入検査等による実態把握に基づく厳正な行政処分を行うとともに、行政処分に関する事務ガイドラインを整備することにより、預金者、保険契約者、個人投資家等の一層の保護に努めることとしました。

### (2) 措置状況

#### ○ 厳正な行政処分の実施

- ・ 法令違反等が認められた金融機関等に対して、以下のような行政処分を実施しました。これらについては、改善状況のフォローアップを行っています。
  - (ア) 長期に渡る横領事件が発生する等、内部管理態勢に重大な問題が認められた金融機関に対し、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化等を内容とする業務改善命令を発出
  - (イ) 虚偽の取締役会議事録の作成等の商法違反や、保険募集活動に関する保険業法違反が認められた保険会社に対し、業務停止命令及び法令等遵守態勢の抜本的見直し等を内容とする業務改善命令を発出
  - (ウ) 取引一任勘定取引の契約締結、作為的相場形成等の証券取引法違反が認められた証券会社に対し、業務停止命令及び内部管理態勢の充実・強化等を内容とする業務改善命令を発出
  - (エ) 契約書面未交付、不正登録等の貸金業規制法違反が認められた貸金業者に対し、業務停止命令の発出及び登録の抹消

#### ○ 行政処分に関する事務ガイドラインの整備

- ・ 平成 14 年 12 月 10 日に、正当な理由がないにもかかわらず自己査定と検査結果の格差が是正されない場合には、業務改善命令を発出する方針を明確化しました。
- ・ 15 年 2 月 21 日に、銀行の第三者割当増資に関し、「資本充実の原則」や「優越的地位の濫用」等に関する法令等遵守態勢の確立について届出を求め、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、報告徴求や業務改善命令の発出を行うこととしました。

#### **4. 担当部局**

監督局総務課、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、保険課、証券課

## 1. 政策名

透明・公正なルールの整備

## 2. 評価結果の概要

- 金融に関する国内外の環境の急激な変化に応じた適切な制度改革等の実施のため、十分かつ迅速な審議が必要とされることが想定され、従来にも増して審議会の効率的な審議・運営に努める必要があります。
  
- 法令審査については、一層早い段階から担当部局の動向を把握することにより十分な審査時間を確保すること、担当部局との情報・意見の交換を綿密に行い連携の取れた審査体制を確立することの2点に特に留意し、引き続き着実な法令審査を実施していく必要があります。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 今後も引き続き、金融に関する国内外の環境の急激な変化に応じた制度改革等に対応した金融審議会の効率的な審議・運営に努めることとしました。また、金融をめぐる様々な法令改正に対し、引き続き着実な法令審査を実施するとともに、法令適用事前確認手続について、引き続き、照会に対する的確な対応に努めることとしました。

### (2) 措置状況

- 金融審議会の効率的な審議・運営
  - ・ 平成14年7月以降15年3月までに、総会を7回（うち金融分科会との合同会合を4回）、金融分科会を4回（全て総会との合同会合）、第一部会を5回、第二部会を2回、金利調整分科会を1回、公認会計士制度部会を3回開催するなど、引き続き、金融に関する国内外の環境の急激な変化に応じた制度改革等に対応した、金融審議会の効率的な審議・運営に努めました。
  
- 着実な法令審査の実施
  - ・ 法令審査においては、十分な審査時間を確保しつつ、担当部局との情報・意見の交換を綿密に行いながら、適切に実施してまいりました。
  
- 法令適用事前確認手続の実施
  - ・ 法令適用事前確認手続については、これまで4件の回答を行いました。これらについては、照会者名並びに照会及び回答の内容を金融庁のホームページに掲載しています。

#### **4. 担当部局**

総務企画局企画課、監督局総務課

## 1. 政策名

金融行政にかかる広報の充実

## 2. 評価結果の概要

- 金融行政について国内外からの理解をより良く得られるようにするために、金融庁ホームページについては、一般国民に対して金融行政についての理解を深めていただくための情報発信ステーションとして、より見やすく分かりやすいホームページを目指してフロントページ及び掲載内容等の改良の必要があります。
  
- 英文ホームページについては、その内容の充実により、アクセス件数は着実に増加しているものの、更なる利用の促進を図るため、引き続き海外に対して積極的に情報提供等を行うなど、海外向け広報活動の一層の充実を図ることが必要です。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 国内外に対して金融行政についての理解を深めていくため、フロントページの改良・リンクの増設など、金融庁ホームページ（和文・英文）の一層の改良を行うこととしました。

### (2) 措置状況

- 金融庁和文ホームページの拡充
  - ・ フロントページにおいて、平成14年11月に金融研究研修センターの活動や成果等を掲載する「金融研究研修センター」のコーナーを新設しました。
  - ・ 12月にフロントページに金融庁ホームページに関する「お知らせ」を新たに掲載するとともに、毎月の金融庁の施策の解説記事等を掲載する「アクセスFSA」（月刊金融庁広報誌）の発刊とコーナーの新設を行いました。
  - ・ 15年3月には、金融に関する様々な情報を検索していただくため「資料集」のコーナーを新設し、その中に「金融庁の1年」等の既存の情報や金融関連の主な出来事を事項別に整理した年表を新たに掲載するほか、「広報コーナー」及び「アクセスFSA」に掲載された、金融庁の記事等に関する解説記事を検索できるようにした「索引」を設けました。
  
- 金融庁英文ホームページの拡充
  - ・ 14年8月に利用者からの要望をうけ、利便性の向上のために「List of licensed Financial Institutions」のコーナーを新設しました。
  - ・ 15年2月にフロントページにおいて、「Press Conferences」と「Statements & Presentations」を利用者の利便性の向上のためにそれぞれ新設しました。

#### **4. 担当部局**

総務企画局政策課広報室

## 1. 政策名

検査マニュアルの整備・公表

## 2. 評価結果の概要

- 経済状況が悪化している中で、中小企業金融の円滑化に留意する必要性が高まっており、このような状況下、中小・零細企業等の実態を反映したきめ細かい検査を実施していくことが重要となっています。このため、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を検査の現場で引き続き適切に活用していくほか、利用者である債務者企業等に更なる周知徹底を図る必要があります。
- 検査・監督機能の一層の向上や透明な行政の確立を図るとともに、公正で透明性の高い検査を実施するため、今後とも、金融機関の業務の実態等を踏まえつつ、必要に応じマニュアルの整備を図っていく必要があります。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 金融庁及び財務局等において、検査官、金融機関等に対し、説明会等を通じて、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の趣旨・内容の周知徹底を図ることとしました。さらに、都道府県や経済産業局とも連携しつつ、借り手企業を対象に金融検査マニュアル別冊の周知徹底のための活動を行うこととしました。
- 持株会社方式による経営統合の進展や主要銀行グループに対する「通年・専担検査」の導入を踏まえ、金融持株会社に係る検査マニュアルを作成・公表することとしました。また、金融機関の経営統合の進展によるシステム統合リスクの拡大などに、よりの確に対応するための検査マニュアル別冊（チェックリスト）を作成することとしました。今後とも金融機関の業務の実態等を踏まえつつ、必要に応じマニュアルの整備を図っていくなど、これまでの取組みを進めることとしました。

### (2) 措置状況

- 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の適切な運用の確保
  - ・ 中小・零細企業等の経営実態の把握向上による適切な検査の運用を確保するため、検査官に対し、マニュアル別冊についての各種研修を実施したほか、金融機関向けにも当該マニュアル別冊に関する説明会を開催しました（平成14年7月から9月までの間に計26回開催し、延べ717金融機関が参加）。加えて、金融機関の利用者である中小企業経営者等に対しても説明会を開催しました（14年8月から15年3月までの間に計238回開催し、延べ362団体が参加）。

- 「金融持株会社に係る検査マニュアル」の策定
  - ・ 14年9月、検査局にワーキンググループを設置し、現在検討を進めています。当該マニュアルは、平成14検査事務年度中（15年6月まで）に策定・公表する予定です。
  
- 「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」の策定
  - ・ 14年7月、検査局にワーキンググループを設置し、日本銀行、(財)金融情報システムセンターなどの意見を踏まえて、14年12月に当該マニュアル別冊を策定・公表しました。

#### **4. 担当部局**

検査局総務課

## 1. 政策名

効率的で有効性の高い監督行政の実施

## 2. 評価結果の概要

- 現下の厳しい経済情勢や金融機関の業務の多様化、さらには流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了といった金融環境の変化を踏まえれば、今後、金融機関の健全性確保の状況をより迅速かつ多角的に把握し、経営改善を促していくための取組みが必要です。
- 限られた人員・予算の下で、モニタリング業務の多様化、高度化に迅速に対応していくためには、金融機関からの報告・分析の対象となる情報の処理をコンピューター・システムで効率的に行うことが不可欠であり、順次システム化を進めていくことが必要です。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 金融機関の健全性確保の状況をより迅速かつ多角的に把握し、経営改善を促していくため、オフサイト・モニタリングの基本的考え方を明確化するとともに、運用面でも状況の変化に応じた工夫を行うこととしました。
- オフサイト・モニタリングのタイムリーな実施に向けてコンピューター・システムの一層の機能拡張等を進めていくこととしました。

### (2) 措置状況

- オフサイト・モニタリングの的確な実施
  - ・ 財務会計情報及びリスク情報に関する報告を金融機関から継続的に求めるとともに、これらの情報を迅速かつ効率的に蓄積・分析し、分析結果の還元等を通じて金融機関の健全性確保に向けた自主的な取組みを促すという、オフサイト・モニタリングの基本的考え方について、平成14年12月10日に事務ガイドラインを改正して明確化し、公表しました。  
また、運用面においても、市場の状況変化に応じ、報告徴求の内容を拡充するとともに、これに基づくヒアリング等を実施しました。
- システム化の推進
  - ・ 14年度中間期より、銀行の財務会計情報についてデータ入力の迅速化に向けたシステム整備を行いました。また、銀行のリスク情報についても、「その他有価証券」に関する報告をデータベース化する等、市場の状況変化がもたらす影響の分析に関する機能拡張を行いました。

なお、予算面では、コンピューター・システムの機能拡張等に関する要求を行い、15年度予算において131百万円が措置されました。

#### **4. 担当部局**

監督局 総務課、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、保険課、証券課、  
総務企画局 総務課 情報管理官室

## 1. 政策名

職員に対する専門的研修の実施

## 2. 評価結果の概要

- 業務の必要性や研修内容に関する庁内各局からの意見等を踏まえ、既存研修の見直しや研修カリキュラムの精査を行うなどにより充実を図っていますが、今後も金融業務の高度化等に的確に対応し得るよう研修手法を検討し、効果的かつ効率的な研修実施体制の実現に向けた取組みを行うことが必要です。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 今後も金融環境の変化に的確に対応すべく、研修コースの新設及び整理・拡充を行うなど、引き続き効果的かつ効率的な研修の実施に努めることとしました。

### (2) 措置状況

- 研修コースの新設及び研修カリキュラムの精査
  - ・ 平成14年7月以降、新たに係長研修、金融会社監督実務研修等を新設するとともに、個々の研修の実施にあたっては、例えば、金融検査実務初等研修において会計知識習得のカリキュラムについて、検査官である公認会計士を講師とすることにより、より実践に即したものとするなど、当庁のニーズをカリキュラムに反映し柔軟に対応しました。
  - ・ 15年度より政策金融機関・郵政公社のリスク管理に関する検査権限が当庁に帰属することから、政策金融機関等検査実務研修の新設等のための15年度予算要求を行い、予算措置(52百万円)されました。
- 通信研修の導入
  - ・ 業務の繁忙等から集合研修に参加できない職員に対し、研修機会の拡充を図るために、通信研修を新しい研修手法として導入することとしました。

## 4. 担当部局

総務企画局政策課開発研修室

## 1. 政策名

行政実務に則した専門性の高い調査研究の実施

## 2. 評価結果の概要

- 良質な研究成果をフィードバックしていくには、金融庁内外を問わず広い範囲で議論を喚起することが重要であり、平成 14 事務年度は論文形式に取りまとめ、積極的に対外公表につとめるほか、様々な形で情報発信をしていくことが必要です。
- 行政部局のニーズを的確に吸い上げ、金融行政への円滑なフィードバックを促すため、相互交流の場を積極的に提供する必要があります。
- 顕在化している課題は銀行等各分野における高度かつ技術的なものから、業際の問題まで広範にわたっており、多面的・総合的に研究を行うために体制拡充の必要があります。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 研究をより有益・有効性のあるものへと高め、かつ円滑に研究成果をフィードバックしていく観点から、対外発信の充実や関係部局との相互交流の促進、体制拡充に向けた一層の取組みを行うこととしました。

### (2) 措置状況

#### ○ 研究成果の対外公表等情報発信

- ・ 14 年 7 月以降、ディスカッションペーパーとして、研究論文を 3 本（詳細は以下のとおり）公表したほか、15 年夏を目途に 3～5 本公表の予定。これら研究論文は金融庁ホームページ上の金融研究研修センターコーナー（14 年 11 月新設）に全文公開するとともに、ハードコピーを全国の研究機関、主要大学図書館等約 500 箇所に配布しています。

(ア) 14 年 11 月 特別研究員による信託に係る 2 本の研究論文を公表。

(イ) 15 年 2 月 特別研究員・専門研究員による金融工学理論を応用した研究論文を公表。

#### ○ 関係部局との相互交流

- ・ 15 年 2 月の金融工学理論を応用した論文の公表に際して、14 年 12 月には庁内関係部局向け討論会、翌月、全庁職員を対象に自由参加のワークショップを開催し、意見交換の場を設けました。
- ・ 13 事務年度に研究活動の一環として発足した「金融コングロマリット研究会」、「電子金融研究会」は 14 年 7 月以降、それぞれ 9 回開催しています。職員自由参

加とすることで、最新情報に接し、研究会の議論にも参画できる機会を提供しています。

- ・ また、従来から引き続き、金融審議会に置かれるワーキング・グループ等の各部会やバーゼル銀行監督委員会会合へ参加しているほか、新たに金融時系列分析の庁内勉強会や、外部から有識者を招聘した昼休みの勉強会を実施しています。

○ 研究体制の拡充

- ・ アシスタントとして専門研究員（非常勤）を配置するため、15年度予算要求を行い、予算措置（総額5百万円、4名分相当）されました。
- ・ 外部から迎える特別研究員（大学教授等）と庁内の職員がチームになって研究する新たなプロジェクトを積極的に実施し、研究体制を拡充しました。

#### **4. 担当部局**

総務企画局政策課研究開発室

## 1. 政策名

テロ資金対策の取組みへの積極的な参加

## 2. 評価結果の概要

- テロ資金供与防止条約の受諾等の国際協力の観点から緊急に要請される課題については、所要の国内法制の整備を行ったところであり、今後は、関係法令が適正に運用されるよう注視していく必要があります。
- 外国F I U（マネー・ローンダリング情報の受理・分析及び捜査機関等への提供を行う政府機関）とのテロ資金に関する情報交換については、マネー・ローンダリングに関する情報交換とあわせて継続して進めて行く必要があります。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 主たる施策であるテロ資金対策に関する法整備については達成されたため、今後はテロ資金対策立法の周知を行うなど、その履行状態等を注視し、適正な指導・監督等を行うこととしました。
- テロ資金の情報交換枠組みについて、引き続き外国F I Uと協議を行うこととしました。

### (2) 措置状況

- テロ資金対策立法の周知等
  - ・ 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の平成15年1月の施行に向けて、リーフレットの作成や政府広報等を利用しての広報活動に努めるとともに、14年11月から15年2月にかけて、国内各地で金融機関等向けの研修会を開催し、同法等のテロ資金対策立法について説明を行いました。また、今般の関係諸国の対イラク武力行使という事態を踏まえ、金融機関に対し、改めて同法等のテロ資金対策立法の周知・徹底を図りました。
- 外国F I Uとの情報交換
  - ・ 外国F I Uと情報交換枠組みについての協議を継続して実施しています。

## 4. 担当部局

総務企画局総務課特定金融情報室、国際課、企画課

## 1. 政策名

マネー・ローンダリング対策の強化

## 2. 評価結果の概要

- 疑わしい取引の届出に関する情報をより多くの犯罪捜査等に結び付けるためには、質の高い情報がより多く届け出られる必要があり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように研修会や意見交換会を行う必要があります。
- 大量の届出の中から捜査等に役立つ情報を選んで、迅速かつ的確に捜査機関等に提供し、有効に犯罪捜査等に結び付けるためには、金融庁の疑わしい取引に関する情報の整理・分析能力を強化するとともに、捜査機関等がどのような情報が捜査等に役立つと考えているかを知る必要があり、捜査機関等法執行当局との意見交換を積極的に行っていく必要があります。
- マネー・ローンダリング対策は国際的にも重要な課題であり、我が国も諸外国と連携・協調して取り組む必要があり、そのため、今後もFATF等の国際会議に積極的に参加するとともに、より多くの外国FIUと情報交換の枠組みを合意して、情報交換を進める必要があります。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- より多くの金融機関等の理解・協力を得るため、引き続き研修会や意見交換会を実施するとともに、対象となる金融機関等の範囲を拡大することとしました。
- 犯罪捜査等に有益な情報をより多く捜査機関等に提供するために、分析能力の強化を図る体制整備を行うとともに、引き続き捜査機関等との意見交換を行うこととしました。
- 諸外国との連携・協調及び外国FIUとの情報交換についても、引き続き取り組むこととしました。

### (2) 措置状況

- 金融機関等向け「疑わしい取引の届出」研修会及び意見交換会の実施
  - ・ 平成14年11月から15年2月にかけて、国内各地において、金融機関等向けの「疑わしい取引の届出」研修会を開催しました。
  - ・ 今後も、様々な業態の金融機関向けに研修会及び意見交換会を開催する予定です。

- 捜査機関等法執行当局との意見交換会
  - ・ 15年1月、関係法執行当局との協議会を開催しました。
  - ・ 今後も、継続して同協議会を開催する予定です。
  
- 分析能力の強化のための体制整備
  - ・ 大量の疑わしい取引の届出に関する情報を整理・分析するため、システムの維持及び開発のため、15年度予算要求を行い、予算措置（53百万円）されました。また、整理・分析のため定員要求を行い、措置（1名）されました。
  
- 外国との連携等
  - ・ 引き続き、F A T F等の国際会議に積極的に参加するとともに、外国F I Uと情報交換枠組みについての協議を継続して実施しています。

#### **4. 担当部局**

総務企画局総務課特定金融情報室

## 1. 政策名

国際的な金融監督基準及び金融サービス貿易のルール策定への積極的な貢献

## 2. 評価結果の概要

- バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）及び保険監督者国際機構（IAIS）において、各国の監督制度や市場の実状等を踏まえて作成された各種の監督上の基準、諸原則等は、監督水準の向上とより適切な環境整備に資するものであり、引き続き国際的な金融監督ルール策定等に積極的に貢献していくことが必要です。また、ジョイント・フォーラムにおいては、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化に引き続き積極的に貢献していくことが必要です。
- 世界貿易機関（WTO）においては、適切かつ秩序ある金融サービス自由化の促進のため、引き続きサービス分野の自由化交渉に積極的に参加していくことが必要です。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- 国際的な金融監督基準及び金融サービス貿易のルール策定への積極的な貢献を行うため、引き続き各フォーラム等での議論に積極的に参画していくこととしました。

### (2) 措置状況

- 各フォーラム等における議論への積極的な参画
  - ・ バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS、及びジョイント・フォーラムにおける議論に参加し、自己資本比率に関するバーゼル合意（いわゆるBIS規制）の見直し作業や、監査人の監督及び独立性に関する原則の策定等の国際的な金融監督基準策定等の作業に積極的に貢献しました。
  - ・ WTOサービス交渉においては、二国間交渉が本格化しており、我が国は米国、EU、カナダ等の先進国や、アジア地域の新興市場国と積極的に協議を行っています。
  - ・ 今後とも各フォーラム等での議論に積極的に参画していく予定です。

## 4. 担当部局

総務企画局国際課

## 1. 政策名

新興市場国の金融当局に対する技術支援及び我が国との連携強化

## 2. 評価結果の概要

- 近年のグローバル化の進展に伴い、アジア、太平洋州の新興市場国の金融当局がそれぞれの市場の発展段階に即した規制・監督を行っていくことを支援するため、研修や調査の内容を適切に見直していくことが必要です。
- 我が国の厳しい経済・財政事情の中、効果的な技術支援をより効率的に実施していく必要があります。

## 3. 評価結果の政策への反映状況

### (1) 反映方針

- アジア、太平洋州の新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援を適切に行うため、当庁実施研修事業の参加者に対するアンケート調査や、新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための各種調査を平成 14 事務年度も実施し、必要に応じて研修や調査の内容を適切に見直すこととしました。
- より効率的な技術支援の実施に向けた取り組みを引き続き行うこととしました。

### (2) 措置状況

- 当庁実施研修事業の参加者に対するアンケート調査
  - ・ 14 年 11 月に本邦で実施した証券法務執行セミナー、14 年 12 月にミャンマーで実施した金融情報システムの個別問題に関する研修、及び 15 年 2 月に本邦で実施した中国を対象とした保険法セミナーにおいて、研修終了後、参加者に対するアンケート調査を行いました。アンケート結果については、今後の研修事業に適切に反映していく予定です。
- 新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための各種調査
  - ・ 14 年 6 月～9 月に中国及びラオスにおいて金融情報システムの現状と課題に関する調査を実施し、①金融機関間の決済システムの動向、②金融機関間の情報システムの動向、③金融機関等の安全対策、システム監査の動向等の項目につき、現地調査及び資料分析を行いました。
  - ・ 14 年 12 月よりタイの保険市場に関する調査を実施し、①現行の保険監督制度及び保険市場の現状、②保険監督において規制当局が直面している問題、③市場参加者・消費者の今後のニーズ等の項目につき、現地調査及び資料分析を行いました。
  - ・ 上記の調査結果については、今後の当庁の技術支援事業に適切に反映していく予定です。

○ 効果的で効率的な技術支援の実施

- ・ 我が国の厳しい経済・財政事情の中、効果的な技術支援をより効率的に実施していくとの観点から、当庁経済協力費予算の見直しを行った結果、15年度予算においては、事業経費の削減等を通じ、14年度に比べ5.7%削減されました（予算措置額:125百万円）。

**4. 担当部局**

総務企画局国際課